

# 幕別町・更別村・忠類村

## 任意合併協議会だより 第4号

平成15年10月27日発行 編集・発行／幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会



第4回任意合併協議会で「さらなる住民意向の把握に努める」ことを決定

## 任意合併協議会の期間を延長

第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会が10月20日、幕別町百年記念ホールで開催されました。この日は10月上旬に3町村で開催された住民説明会での参加者の意見等を基に、住民の意向把握について協議をしました。その結果、「今後は関係団体等との意見交換も含め、なお一層、住民の理解、浸透を図りつつ、さらなる住民の意向把握に努める」ため、任意合併協議会の期間を12月まで延長することに決定しました。期間延長に伴う『事業計画の変更』についても決定し、幹事会幹事の職名変更による『幹事会規程の一部を改正する規程』及び事務事業一元化を検討するための『専門部会規程』を承認しました。

### 協議された案件

- 住民の意向把握について ..... 2頁～3頁
- 幹事会規程の一部を改正する規程 ..... 3頁
- 事業計画の変更について ..... 4頁
- 専門部会規程 ..... 4頁

○住民の意向把握について→「住民説明会の参加者は239人と、任意合併協議会設置時の説明会を若干下回る参加者数であった。任意合併協議会の協議状況や結果については、ダイジェスト版の全戸配布や協議会だより、3町村の広報紙による周知に加え、マスコミ報道で協議会の開催ごとに協議会の協議予定案件の内容や協議結果が伝えられているところであるが、今後においては関係団体等との意見交換も含め、なお一層、住民の理解、浸透を図りつつ、さらなる住民の意向把握に努めるべき」と決定

提案の理由 協議会における協議結果を要約した『これからの「まち」づくり』（ダイジェスト版）を3町村の全世帯に配布するとともに、10月3日から8日までの間、述べ11回にわたり、3町村でそれぞれ住民説明会を開催し、住民の意向把握に努めました。説明会ではダイジェスト版の内容に対する質問をはじめ、合併の是非、合併協議の枠組み、法定合併協議会移行後の協議方法などの様々な意見や要望が出されました。単なる質問や重複している意見を除き、住民の意向を次のとおり取りまとめました。

### (1) 合併の是非に関すること

- ①心情的には反対だが、財政事情が悪化し、国が進める制度にのっていかないと町財政が持たないのが現実であるから、合併せざるを得ないと理解している。
- ②細々でもいいから住民自治という形で、頑張れるところまで頑張って、いよいよどうにもならなかったら、編入ということでもやむを得ないと思う。
- ③せっかく対等合併という好条件を提示してもらったのだから、それなりに自分達の意見を十分に言って前向きに進むべき。
- ④合併の検討については興味を持ってきた。こういう資料を作って、検討した結果がこういうことだから、合併に向かって進むべきと思う。
- ⑤合併は致し方ないものとする。対等合併とは言いながら人口格差が大きいため、吸収の部分がでてくるのではないかと心配だ。更別村としてしっかりと、地域が衰退しないようなかたちでお願いしたい。
- ⑥基幹産業が農業という認識を持って協議していると思うが、農協の動きの中で東部地域とのつきあいが無く、澱粉工場は南工連、小麦施設なども南十勝でやっている現状があり、農業者としては戸惑いがあるのが現実である。

### (2) 合併協議の枠組みに関すること

- ①財政シミュレーションは、国が考える三位一体改革を考えると、20年後にそうなるかは疑わしく、中途半端に一つ二つの町が合併しても財政的に楽にはなると思われず、道州制の話もあることから、十勝1市を協議すべきではないか。
- ②人口、面積、すべての面で幕別が突出している。大きな町は変わらないということだが、やはり小さな更別、忠類を大事にしなければならないということが、対等合併の基本と思う。大切にしながら進めて欲しい。
- ③更別村の一部でこの枠組みに反対する動きがあり、そのことで法定協への移行が1カ月ほど遅れるというのも止むを得ないと考える。しかし、この枠組みが崩れたら、大樹の枠組みに入ることもできないし、自立することもできない。最悪、更別がどうあれ、この枠組みを堅持するという姿勢が大事だと思うし、その意思を表明することが大事だと考える。
- ④なぜ幕別かという気持ちだ。いろんな経過はあったと思うが、経済からすると、両方の町も基幹産業は農業だが、幕別は農業関係の付き合いも無いに等しいと思う。そんな中でこの先どうなるのかという不安がある。

- ⑤なぜ幕別なのかとの話も出ていたが、住民会議等を重ねてきた中で自立は難しく、合併やむなしとのことで進み、枠組みでは南十勝、3村が消え、帯広圏か幕別圏かとなったわけで、対等合併、サービスのことを考慮し幕別、忠類の枠組みで進むことについては唐突ではなく、幕別で良かったと思う。
- ⑥今になって反対の声もあるが、もう少し早めに話をしていただきたかったというのが本音。帯広圏という話もあるが、私みたいに60を過ぎれば、病院も買い物も帯広でいいわけだが、やはり孫子の代まで考えると自治権を確保することが必要で、対等合併のできる幕別との枠組みで良いと思う。法定協議に向けて進んでいただきたい。

### (3) 法定合併協議会の運営等に関すること

- ①法定協で協議される内容を事前に住民に示してほしい。
- ②合併は、20年先30年先までの問題、我々の世代（若い人）にかかわってくる問題である。委員さんには若い人を選考してくれれば具体的な話になってすんなり話ができると思う。
- ③法定協の委員の数は、1町村10人くらいと聞いているが、幅広くビジョンや要望を出すことのできる研究会や協議会というような下部組織を作って、村としての意見をまとめるようにしてほしい。
- ④法定協に入ると月に1回から2回の会議があると聞くが、協議する項目について今回のダイジェスト版のように便りとして村民に配ってもらいたいが、できれば、毎回法定協のある1週間ぐらい前に資料を配ってこのような会議を開いてもらって住民の意見を吸い上げてほしい。

### (4) 法定合併協議会における協議事項に関すること

- ①総合支所というかたちでこの地域の自治権が確保され、予算が確保できれば良いと思う。
- ②特別職は合併時点で新たな町長となる。議員についてもその時点で変わるべきではないのか。
- ③地域の形が変わり、地域の住民の意見を吸収する地域審議会の設置が必要と思う。
- ④総合支所は、3、4割くらいの職員が残るということで、たいていのことは用が足りるのではないかと思うが、幕別の本庁舎に行かなければ対応できないこととは、どんな事が想定されるか。
- ⑤徐々に人口も減少し更別が衰退したら困る。総合支所には村長のような優秀で信頼できる職員を確保して欲しい。

## ○幹事会規程の一部を改正する規程→提案のとおり承認

提案の理由 更別村の幹事の職名に変更があり、次のとおり変更するものです。

(改正前)

団体名	職名
更別村	助役 総務課長 企画振興課長

(改正後)

団体名	職名
更別村	助役 総務課参事 産業建設課参事

○事業計画の変更について→提案のとおり決定

提案の理由 さらなる住民意向の把握に努めるため、任意合併協議会の期間を12月まで延長するとともに専門部会を設置し、10月までの当初事業計画に次の事業計画を追加するものです。

	第4回任意合併協議会（10月20日）	第5回任意合併協議会（11月中旬～11月下旬）
協議会	(協議議題) (1) 住民の意向把握 (2) 事業計画の変更	(協議議題) (1) 住民の意向把握 (2) 任意合併協議会検討報告書 (3) 国・道からの財政支援の検証 (4) 法定合併協議会設置準備について
幹事会	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)
	平成15年11月	平成15年12月
事務局	(1) 住民意向の把握 (2) 協議会だよりの発行 (3) ホームページによる情報提供 (4) 3町村広報紙に協議内容の掲載 (5) 事務事業一元化検討	(1) 協議会だよりの発行 (2) ホームページによる情報提供 (3) 3町村広報紙に協議内容の掲載 (4) 事務事業一元化検討
専門部会 分科会	(必要に応じて随時開催) 事務事業一元化検討	(必要に応じて随時開催) 事務事業一元化検討

○専門部会規程→提案のとおり承認

提案の理由 合併協定項目や調整が必要となる事務事業について、現況の把握や3町村の制度の違い、課題の洗い出し等を専門的に協議または調整するため、幹事会の下部組織として専門部会を設置するものです。

専門部会	分科会	専門部会	分科会	専門部会	分科会	専門部会	分科会
総務	行政	保健福祉	社会福祉	税務	税務	上下水道	水道
	人事		児童福祉		住民		国保年金
	財政		高齢者福祉	住民		教育	学校教育
	会計		保健	環境衛生			社会教育
	管財	産業	農林	交通防災	議会	議会	
企画	企画		商工観光	建設	土木	農業委員会	農業委員会
	電算	土地改良	建築		消防	消防	

質疑応答の要旨

委員 事務事業の調整項目が約1200あって、そのうちの300項目ぐらいを法定協議会に入る前に任意協議会で調整するということであるが、調整後の報告は法定協議会に入る前に審議することになるのか。

次長 専門部会、分科会を設置して調整を始めるが、各事務事業の課題の洗い出し作業及び調整の方向性を出すのに時間を要するため、任意協議会の段階で報告できる場面は無いと考えている。

会長 事務局から説明があったように、事務事業のすべてを協議会で協議するというのではなく、専門部会や分科会の審議経過については、分科会が専門部会に報告し、専門部会は幹事会、あるいは事務事業によっては協議会に報告し、了承いただくということになっていくと思う。

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
ホームページ <http://www.north.hokkai.net/msc-gappeikyogikai/>  
Eメール [msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net](mailto:msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net)

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会